

令和 7 年度水質検査計画書

- 1 水質検査計画に関する基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 水質検査項目、頻度及び採水地点
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査に関する事項
- 7 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 8 水質検査の精度と信頼性保証について
- 9 関係機関との連携について
- 10 その他



城山配水場

福岡県筑前町上下水道課

1. 水質検査計画に関する基本方針

本町の水道事業における水質検査計画は、安全で良質な水道水を供給するために、水道水の安全性を的確・迅速に確認することとし、水道法の規定により水質検査を実施することを基本とします。

- (1) 検査地点は、給水エリア全体が水質検査基準に適合しているか判断できる給水栓より採水し、検査を行います。
- (2) 検査項目及び水質基準値は水道法の規定により行います。
- (3) 検査の頻度
 - ・水道水の色、濁り、残留塩素の検査は、1日1回行います。
 - ・水道基準項目に関する検査は、月1回行います。但し、水道法施行規則に基づき検査回数を減らせる項目については頻度を緩和し検査を行います。

2. 水道事業の概要

本町の水道事業は、平成21年7月から久留米市荒木町の福岡県南広域水道企業団で浄水された水道水を四三嶋受水場で受水し、塩素消毒の追加を行い、城山配水場及び栗田配水場から各家庭に供給しています。

①施設概要

・四三嶋受水場

配水タンク 有効容量=216m³ 1基
次亜塩素注入ポンプ 2台
送水ポンプ 3台 自家発電施設 1式

・城山配水場

配水タンク 有効容量=2,500 m³ 1基

・栗田配水場

配水タンク 有効容量=400 m³ 1基



四三嶋受水場



栗田配水場

②給水状況（令和6年3月31日現在）

給水区域内人口	（人）	30,029
給水人口	（人）	20,811
普及率	（％）	69.3
計画給水人口	（人）	22,121
計画一日最大給水量	（m ³ ）	5,107
一日最大給水量	（m ³ ）	4,323
一日平均給水量	（m ³ ）	3,764

3. 水道の原水及び水道水の状況

本町の水道水は、久留米市荒木町の福岡県南広域水道企業団荒木浄水場で浄水された水道水を受水し、給水区域内に給水します。

荒木浄水場では、原水の汚染要因による、水質管理で注意する項目に応じた適正な浄水処理を行っています。厳しい水質管理により浄水された水は水質基準を大幅に下回っており、常に安全で良質な水道水を供給しています。



四三嶋受水場：中継ポンプ施設（城山配水場へ送水）

4. 水質検査項目、頻度及び採水地点

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度の選定理由は別表1のとおりです。

採水地点は、給水エリア全体が水質基準に適合しているか判断できる給水栓としています。

また、水質検査基準項目の検査方法は、厚生労働省が定めた水道水の検査方法によって実施されます。

(1) 毎日検査項目

	検査項目	基準値
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	残留塩素	0.1mg/L 以上

(2) 毎月検査項目

	検査項目	基準値
1	一般細菌	100/ml 以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	塩化物イオン	200mg/L 以下
4	有機物	3mg/L 以下
5	ph 値	5.8 以上 8.6 以下
6	味	異常でないこと
7	臭気	異常でないこと
8	色度	5 度以下
9	濁度	2 度以下

(3) 水質基準項目検査

別表 1 のとおり

(4) 採水地点

・筑前町新町	毎月検査、水質基準項目検査
・筑前町弥永	毎日検査
・筑前町大塚	毎日検査
・筑前町朝日	毎日検査
・筑前町曾根田	毎日検査

5. 検査方法

水質検査は、必要な項目を省略せずに行います。

毎日検査は、職員で行います。

水質基準項目検査は、福岡県南広域水道企業団水質センターに委託し、検査を行います。

☆福岡県南広域水道企業団 水質センター

福岡県久留米市荒木町白口 5 5 番地 電話 0942-27-1563

6. 臨時の水質検査に関する事項

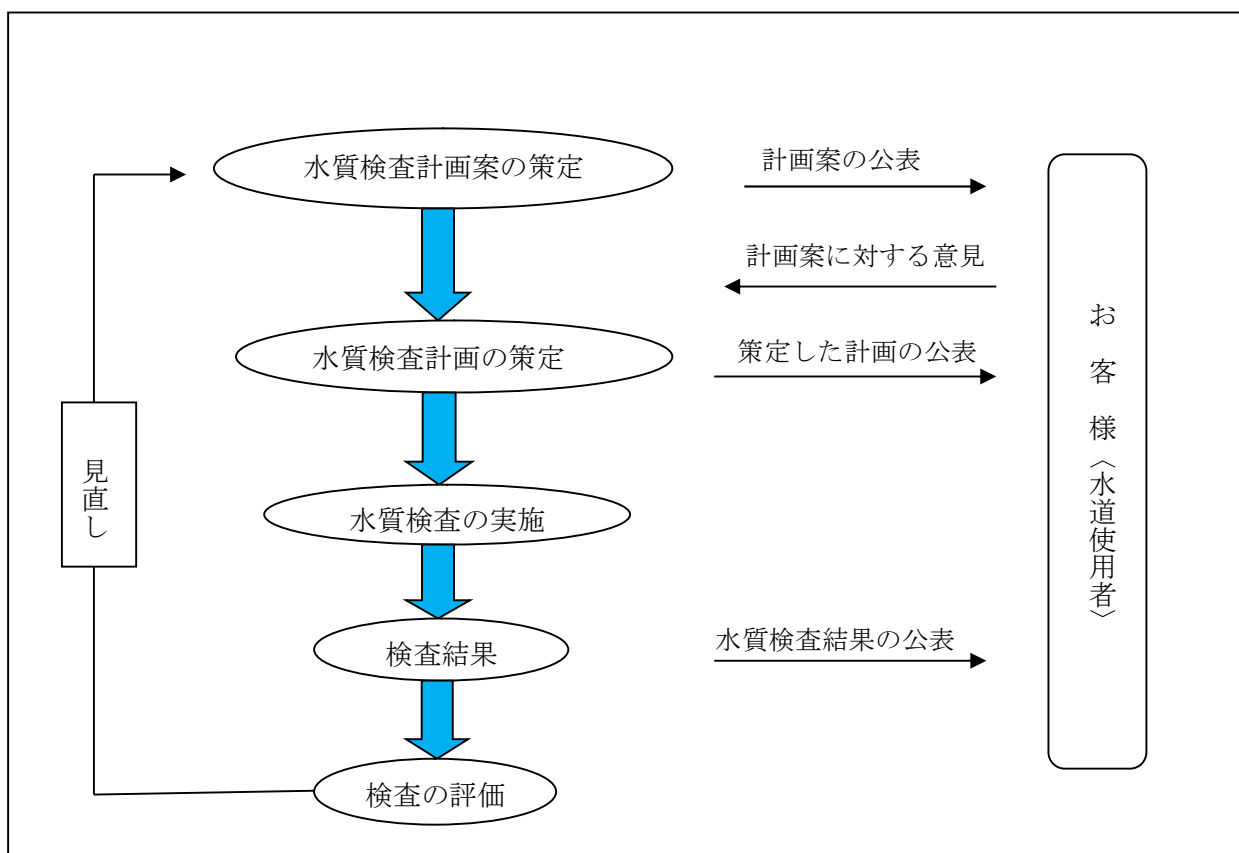
次のような異常状態が生じて、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 用水供給団体の浄水過程において異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があるとき。

7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び毎月検査、水質基準項目検査の結果は、役場上下水道課で閲覧できます。また、筑前町ホームページに掲載し、毎年公表いたします。

☆水質検査計画策定の概念図



8. 水質検査の精度と信頼性保証について

本町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、福岡県南広域水道企業団が行う精度管理の内容及びその結果について、報告を受け、これらの結果を水質年報で確認します。

※福岡県南広域水道企業団は、水質検査の体制と技術が一定水準以上であることを証明するために平成 20 年 8 月 27 日「水道 GLP」の認証を取得しています。

9. 関係機関との連携について

水道水の安全性確保のため、水質事故に迅速に対応するために関係機関との連絡体制を整備するとともに、情報交換等を密に行い、連携を図っていきます。

・福岡県南広域水道企業団 ・福岡県水道整備室 ・厚生労働省

10. その他

水質検査については、検査地点・検査項目・検査回数等の見直しを行っています。